次

目

規 則

○生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

○公有水面埋立ての免許出願

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

告

示

○保安林の指定の解除 ○保安林の指定の解除の予定(三件)

○海岸保全区域の変更(二件)

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

城

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 ○開発行為に関する工事の完了

○環境影響評価条例に定める対象事業の実施引継ぎの公告

正 誤

(令和二年

一月七日付け)

中

中

○宮城県公報第六七号

○宮城県公報第七三号 (令和二年 月二十八日付け

規

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 則

(1)

令和 年

一月七日

行

発 宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行)

ページ る。 第

(社会福祉課)

農村振興課

(水産業基盤整備課

(森林整備課

同

Ш 課

Ŧî.

(東部地方振興事務所) 河

危機対策課 六

○宮城県告示第八十三号

建築宅地課 九

九

り次のとおり縦覧に供する。

(警察本部会計課)

\_

 $\overline{\phantom{a}}$ 

令和二年二月七日

縦覧に供する書類の名称

縦覧期間

令和一 一年二月七日から令和二年三月十日まで ○宮城県規則第三号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則(平成二十七年宮城県規則第五十三号)

の一部を次のように改正す

一条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第十六条中「第十五条第二項」を「第二十一条第二項」に改める 第十二条中「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改める。 第十五条中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

様式第十七号及び様式第十八号中「※10※※1 颪」を「※16※※1 颪」に改める 様式第七号中「第15※」を「第21※」に、「第16※」を「第22※」に改める。

様式第二十一号中「第10糸第3 頃」を「第16糸第3 頃」に改める。

様式第二十二号中「第15条第2項」を「第21条第2項」に、「第22条第2項」を「第29条第2号」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ 県営手樽地区土地改良事業(農業用用排水施設整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法 (昭

する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知 事に審査請求をすることができる。 なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用

宮城県知事

村 井 嘉 浩

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧場所

### 松島町役場

○宮城県告示第八十四号 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があっ

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県水産林政部水産業基盤整備

課及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行う。

出願年月日

令和二年二月七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

出願人の名称

令和二年一月二十九日

宮城県

埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

埋立区域

位

置

第二種伊里前漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字町向一四八番二に隣接する公有水面

 $(\Box)$ X

宮

城

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑪の地点を結ぶ平成二十八年の秋分の満潮位

(DL+一・五○メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域 四級基準点((KT一二) 北緯三八度四二分五五秒、東経一四一度三一分二〇秒)

から二七一度三二分五七秒一四・四六〇メートルの地点

②の地点

①の地点から 二六八度五〇分一一秒

六・○○○メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三五八度二二分一三秒 ③の地点から 三五八度二四分四四秒 三〇・四三〇メートルの地点 一四・二九〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点 ④の地点から 一二度一七分三八秒 二・〇一〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 二八五度〇六分一三秒

⑦の地点

⑥の地点から

⑧の地点

⑧の地点から ⑦の地点から

九九度一〇分三〇秒

九 · 四

一〇メートルの地点

二八四度一〇分四〇秒

三・一五〇メートルの地点

〇・七二〇メートルの地点

九度一〇分三〇秒 〇・二六〇メートルの地点

 $\vec{-}$ 

保安林として指定された目的

⑨の地点から 一七八度五八分三四秒 四二・一一〇メートルの地点

⑩の地点から 八八度五八分三四秒 〇・四二〇メー

トルの地点

(=) 積

二七五・九〇平方メートル(埋立区域

埋立てに関する工事の施行区域

位 置

本吉郡南三陸町歌津字町向一一二番二、一一二番五、一一二番一七、 第二種伊里前漁港区域内 一四八番一、

一四八番

域

二及び一四八番三地内並びに一四八番二に隣接する公有水面

イの地点 四級基準点 ((KT一二) 北緯三八度四二分五五秒、東経一四一度三一分二○秒) 次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点と二の地点とを結んだ線により囲まれた区域

から二〇四度二七分一五秒一〇・三三〇メートルの地点

口の地点 口の地点から イの地点から 二六八度五八分三四秒 三五・九三○メートルの地点 三五八度二四分四四秒 七一・五九〇メートルの地点

 $(\equiv)$ 面積

ニの地点

ハの地点から

九九度一〇分三〇秒

三七・二二〇メートルの地点

二、四七六・一七平方メートル(施行区域

四 埋立地の用途

漁港施設用地

Ŧi.

縦覧期間

令和二年二月七日から令和二年二月二十七日まで

○宮城県告示第八十五号

森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

令和二年二月七日

林の指定を解除する予定である。

解除予定保安林の所在場所

気仙沼市大向九二の三

宮城県知事 村 井

嘉 浩

三

解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八十六号

林の指定を解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

令和二年二月七日

解除予定保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

いて縦覧に供する。)

本吉郡南三陸町歌津字平棚三八の一一、字石浜九六の六

保安林として指定された目的

解除の理由 魚つき

Ξ

指定理由の消滅

○宮城県告示第八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。

令和二年二月七日

村 井

浩

宮城県知事 嘉

一の二、八八、八九の一、九四の二、九四の四、九六の一、九六の三、九六の四 本吉郡南三陸町志津川字清水浜六七の一、六七の四、七六、七七の四、七九の二、八〇の二、八

宮

解除予定保安林の所在場所

保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する。

令和二年二月七日

解除に係る保安林の所在場所

村 井 嘉 浩

宮城県知事

宮城郡松島町松島字愛宕裏二二の一 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

 $\equiv$ 

名所又は旧跡の風致の保存

解除の理由

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び松島町役場に備え置 道路用地とするため

○宮城県告示第八十九号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和三十三年宮城県告示第百四

十一号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。 なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県東部土木事務所に備え置いて縦覧に

供する。

令和二年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿仙 岸台 湾	大分類	海
女 川 海 岸	中分類	岸の
岸地万 区石 海浦	小分類	名称
先針 海浜 岸地	類小 小 分	173
(ウ) 点 五 A 点 A 点 A 点 A 点 A 点 A 点 A 点 A 点 A 点	fi S	Ē

2010		7711272	/1 /	Н	亚唯	Н				17%		<u> </u>		<u>~</u>	+1	X											(4)
海岸法(昭和三十一年法律第百一号)	) 宫戎县是下角七十号	TL/ MAN	(4)	ابدر	(7)	х) (X			(4,	(2)	(-1)	(12)	()	(2)	(2)		(-)	(, 1, 1)	(1)	(=)	len	(*)	(9)	(,)	(1.4)	(ス)	
第三条第一項の規定により、昭和三十三年宮城県告示第百四		標は、世界測地系により、(ア)、(イ)、(イ)、(イ)、(イ)、(グ)、(グ)、(ガ)、(ガ)、(ガ)、(ガ)、(ガ)、(ガ)、(ガ)、(ガ)、(ガ)、(ガ	一○秒六九二三の地緯三八度二五分三○地元の一千三の世元五分三の地	かーー沙国 むにつめる 一一秒 八里 二五分三○人 一一秒 六四○四の 州	点、北緯三八度二五分三○秒九一九七東経一四一、五分一一秒二三九二の地点	点 北緯三八度二五分三 五分一〇秒二五四三の点 北緯三八度二五分三	五分一一秒四六六九の地点    北緯三八度二五分三二秒五三三八東経一四一	分一二秒五二六五の地 神三八度二五分三二	分一三砂九〇五五の地北緯三八度二五分三二	分一六砂〇八一五の地北緯三八度二五分三三	分一九砂〇八二八の地北緯三八度二五分三五分三五十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十二十二十二十二十二十	二〇少二一〇七つ九十二二十二八度二五分三六十二八度二五分三六十二〇〇一の七	分二二沙二〇〇一の地北緯三八度二五分四一	五分二二沙三一一〇の地点   北緯三八度二五分四三	分二二沙三丘 一九の地北緯三八度二五分四六	二二沙○九○六の地緯三八度二五分四九○八度二五分四九	かここか一人人ご)心北緯三八度二五分五三人の一人人ごうして	<b>予二三少三二四○○九</b> 北緯三八度二五分五三 十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	二三少八一匕一つ九十二三少八一匕一つ九二五一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	<b>分二四少二三一六つ山</b> 北緯三八度二五分五○ 山	分二四砂五一八九の地北緯三八度二五分四八九の地	二四少八四七二の他 緯三八度二五分四七二四をプナニチの地	「一元」という。「一元」に、「一元」に、「一元」という。「一元」に、「一元」に、「一元」という。「一元」という。「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」という。「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」に、「一元」	<b>予二四少八三四○○四小北緯三八度二五分四四</b> 北緯三八度二五分四四 1	二四沙比八四〇の他 緯三八度二五分四二	「丘子二四少六三五二の他」点 北緯三八度二五分四一	五分二四秒〇七一四の地点
																	岸上沿	仙台湾   女川海岸   万石浦   大沢地	大分類 中分類 小分類 類 刈り		海岸の名称		名	-	この個化は日本のでありた	1	十一号で指定した海岸保全区域を、次の
四五秒一六八三の地牌三八度二六分〇〇地	予四五少二四二三つ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	分北外の 分北外の 分北外の が内に 大の内に 大の内に 大の内に 大の内に 大の内に 大ののの 大のの 大の 大	四分四六秒一八四四の地点点・北緯三八度二六分〇〇秒一〇二三の分の大学	四分四六少三一四六つ也点 北緯三八度二五分五九 四分四六利三五一四の地	点 北緯三八度二五分五九秒六六○三東経一四一四分四六秒三三一五の地点	北緯三八度二五分五分四六秒六三四九の五分五の五分五	四分四六秒九七六六の地点 「北緯三八度二五分五九秒七〇一九東経一四一	分四八秒〇二九六の地北緯三八度二六分〇〇	分四八砂〇三一四の地北緯三八度二六分〇〇	分四八砂〇三二一の地北緯三八度二六分〇〇	分四八沙四一三六の地北緯三八度二六分○○	四八少四九二二つ也緯三八度二六分〇〇よ	・ 分四八沙三〇六八の也 北緯三八度二六分〇〇 北緯三八度二六分〇〇日	五一沙二二六五の地 緯三八度二六分〇〇 は一次の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	が五一沙七七三六の也点北緯三八度二五分五九秒	三一沙八七二三の八度二六分〇〇秒	3点 上尾ドグーリ はっぱい 大豆 一月二十分 一月 一月二十分 一月 一月二十分 一月一月 一月一日 一月一日 一月一日 一月一日 一月一日 一月一日 一月	へ と を に た う の の か 一 と に を の に る に の に の に る 。 に る に る に る に る に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 る 。 に 。 る 。		指 定 区 域		医地质矢耳 木 夫 莠 浴	† ‡		不少言。 刀できちり 東名 二乙基 利耳 6 作 2 位 5 一 希里	(上卜邪可川果) 文が宮成県東邪上卜事务所こ備え置って従笔こ	のとおり変更する。

(5)	令	和2	年	2月	7 E	1 3	金曜	日		7	宮	城		県		公	į	報									第7	6号	
																													_
(7I)	(7†)	(71)	(77)	(ン)	(ヲ)	(ワ)	(口)	(L)	(12)	(1)) (5	·) (3)	(ユ)	(4)	( <del>T</del> )	(メ)	(ム)	(٤)	(マ)	(未)	(~)	(フ)	(ヒ)	(/1)	(2)	(ネ)	(ヌ)	(二)	(ナ)	(F)
点型北外	点 U T T T L	点 g [2 }北分	点 U U T 北 S	点 リーロ ナ北タ	点 四	点 国 ロ テ北タ	点 四	点 四 四 分北タ	点 U 匹 计北分	点点	、 四 公分北	四   分北:	点 四[2 分北タ	分北ク	点 四 [ 分北/	(A) 点 四 以 以 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加	计北分	点 了 四 小北分	点 g D r北分	点 <b>D</b> 小北分	点 1 四 1 北分	に点した	点 四	点 四 四 分北タ	点 四	点 四	分北分	点 四	点四小
三八利	-三- 少八利	ー三ノ シ八利 、度ナ	八三七 少八利 1度-	七三四 少八和 一度(	四三- 少八和	-三( 少八和 七度[	○三( 少八和 四度 :	○三( 少八利	○三○ 少八秒 以度五	三〇三八秒八度六度	〇三 砂八 九度	二三秒八	二三二 砂八和 四度フ	二三: 少八和 六度フ	二三	二三二 砂八和 七度ノ	二三三 少八利	三匹八利	ロ三四 少八和 )度ニ	U三四 少八利	三匹 八利 度五	三世   八利   度プ	四三[ 少八和 大度	四三四	u三 少八和	五三3 少八和	五三三 沙八和 〇度(	互三3 少八和 ○度-	五三少八
分- 〇0 〇出	一分え り○⊄ 他○揖	ス分せ 2五ℓ も八卦	こ分せ り五の も八卦	五日の五日の五日の五日の五日の五日の五日の五日の五日の五日の五日の五日の五日の五	四五-四五-の五分の五十の五十の五十の五十の五十の五十の五十の五十の五十の五十の五十の五十の五十の	一五万七分元の五八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	た五- 九分- 九五八九	ー六四 一分一 カ○5 也○5	U六一 一分七 ○○ M	六八六 分九分 〇地〇	七六十一〇〇 地〇	五六の地〇	七六〇一分四〇日	○六- 四分- の○ の れ○ b	一六一十分の他の	上六二 六分○ か○ 助○	)分六 )○の b○排	六七   分七   ○ ○   田	五五三 二分ノ 九五月 九九月	三五- 八分三 八五の 九九州	五九八の五九川	、分丿 (五々 (九卦	九分え り五く 九九士	六分√ の○の 地○は	比分( り○( れ○f	○分( り() 也() b	の○ ( 他○ ±	五六三四分ノの (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	六分〇〇
秒七三:		秋三五一	秒四二〇		点秒点 五九	秒五六四		点秒点 二 二	なか点 三四 四	秒点秒   四   四   四   四	ウ点秒 I 四 I 三	点秒) 四	点秒点○八	点秒 / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	点秒』	点秒点	気砂点 二五 五	秒〇三七一	秒七四〇	え シャラス ション・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・スティン・スティン・スティン・スティン・スティン・スティン・スティン・スティ	〔秒点 六	秋五四五	秒六九六	点秒♬		○ 秋○八四	秒二六四三	点秒 E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	点秒 三四
二東経一	九東経一	九東経一	一東経一	四東経一	○三東経一	九東経一	五東経一	六四東経一	五三東経一	○六東経一	九東経一	七東経一	東経一	七東経一	七東経一	四東経一	五三東経一	一 東 経 一	一東経一	八六六東経一	六九二東経一	三東経一	五東経一	七三東経一	九東経一	四東経一	三東経一	三東経一	七四東経一
四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二		_	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二	四一度二
						員		0																					<u> </u>
就		一就任			令和二	の就任及び	土地改良	○宮城県告示																					_
任年月		した者			二年二月七	び退任に	(良法) (昭和	示第九十																					
日					日	ついて、	二十	一 号																					—
						次のとおり	四年法律第百九																						
名						り届出が	九十五号)		注座	線(アセ) (C(アン)) よい(アン)	点(ヤ) 及 `` `	(ヌ)(コ)	(7 A 点 占 四	'i) (f 点 ,	rf) (i 点 )	アツ) (ア 点 点 四	f) (73 気 点 四		y) (7· 京 点 四	せ (7: ま 点 四	(ア: ( 点 ( 四	) (7 〔 点 四	'#) (7 点 , ,	73) (7 点 ,		'ク) (ワ 点 」			't) 点 
				宫4		届出があった。	第十八条第十		id		'の(a)	(ノ)(シ) (ハ)(ス)(	基三系	化分:1	化分:	化分1 虚三系	比分北 皇三結	公分出	比分1 第三編	比分北 第三緒	公分出	分計	と分さ	化分:	と分さ	比分: 章三編	化分:	と分は 量三系	童三.
住			所	城県東部:			七		界測	た(アッ)(ア゙)  区、  域(マォ/ヷ)	flを ` `順(リ) 別次 `	(ヒ)(セ)(	<u>、三</u> 男ア)〇ニ ア)〇ニ	度七月 二五二 六九コ	度○) 二五二 五二二	ま二月 三六日 ラニカニケ	で で 四 に に に に に に に に に に に に に	・ 五月 二五月 二四プ	ぎ三月 ニニナ	<b></b> 五度 こ八二 、六六	E○度 :五二 :一五	六月二月	度一月 二七二 五七二	度五月	度○月 二九 五七:	度六月 二五二 丘五フ	度七月 二六二 六七月	度八月 二七二 七五フ	き こっと
			長高	地方振興事			項の規定に		による。	(アト)(ア: 及 び(ア:	1) (		つの( ウ)妣(	〕の』 ○地 沙点和	五の( 九地( 砂点)	○の( ○地(	)の( )地(	)の() )地() )点秒	)の( )地( ) )点利	) <i>の</i> (	)の五 )地 <i>パ</i>	[の] (地) (点種	互の。 へ地 少点和	五の3 八地ノ 砂点和	互の。 へ地。 少点和	丘の( 九地( 少点和	○の( ○地( 砂点和	○の( ○地( 少点和	)の )地
所			橋	事 務 所			より、			るの名が	がよ 、 いり(ワ) が囲 、	(マ)(ツ)(:	<b>不)</b> _	<u>F</u> . (	2	九一九東経	七六四亩	1 =	・ナナノー	くしょ	力五〇東紹	. <i>j</i>	て - 九三	_	比九三	四 -	- ララ こ ララ	七 - 七 / 七 -	・一八一東
——			剛				穴山土地			を仮作	りれ、 た(ン)	(ム)(ト)( (メ)(ナ)(	'\' -			《経一四一 四一四一	<u> </u>						<u> </u>	径 着	圣 和		径 着	圣糸	怪一四一
役職名 —			彦				改良区役			だ		( <del>E</del> )(=)(	· ケ)	度 月	度 月	度 月二	度 度	5 月	<b>建</b> 厚	<b></b> 度	度		度 月	度 月	度 月	度 月	度 月	度 月	度 二 —

令和二年二月七日

令和二年一月二十三日	令和二年一月二十三日
菅	髙
原	橋
精	義
_	智
登米市迫町新田字松原三十七番地	栗原市若柳字上畑岡碊百十九番地
監	監
事	事

### 二退任した者

令和元年十二月十九日	令和元年十二月十九日	退任年月日	
堺	二階堂	氏	
博	亮	名	
登米市迫町新田字東坂戸七十	栗原市若柳字上畑岡碊百五番	住	
番地	地一	PJT	
監事	監事	役職名	
2,	4,	~LI	

### 公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

### 入札に付する事項

- 調達案件の名称及び数量 宮城県総合防災情報システム再構築業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書等による。
- 履行期間 契約締結の翌日から令和三年三月十二日まで
- 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町地内外

宮

4 3

- 5 予定価格 四○五、七六五、八○○円(内消費税及び地方消費税三六、八八七、八○○円)
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- ること。1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出
- 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

- なされなかった者とみなす。の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをの決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第
- の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお開始の申立をしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定による更生手続
- を受けていない者であること。 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置
- おこえら。として履行した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者であった場として履行した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者であった場として履行した。3 過去五年間に、国又は都道府県が発注する総合防災情報システムの整備又は改修業務を元請ける。
- 保守の実績を一年以上有する者を配置すること。ダー又はそれらに類する資格等を要し、そのうち、災害対応を目的としたシステムの構築、運用8 システムの設計・開発実績が五年以上のプロジェクトマネージャー若しくはプロジェクトリー
- れにも該当しない者であること。 9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず
- 為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。なお、入札に参加しようとする者の業務として行った行なお、入札に参加しようとする者の
- を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりり、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴り、入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき

等に対して、資金等を提供し、 又は関与していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 暴力団、 暴力団員若しくは暴力団関係者 以

していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

話○二二−二一 − 三三三五)へ令和二年二月二十六日(水)午後五時まで提出すること。 入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号電 入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で

### 三 入札書等の提出場所及び提出期限等

報

書及び仕様書等の交付場所、問い合わせ先 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、 〒九八○-八五七○ 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明

2 入札説明書及び仕様書等の交付期限

宮城県行政庁舎五階

宮城県総務部危機対策課防災対策班(電話○二二−二一一−二三七五)

令和二年二月二十日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和二年

二月十四日(金)午後五時までに1あて申し出ること 総合評価一般競争入札参加資格審査 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、

3

総合評価のための提案書の提出期限

参加資格の審査を受けなければならない。

日同時までに到達すること。 令和二年三月六日(金)午後五時まで1あて提出することとし、郵送の場合は書留郵便にて同

入札書の提出期限

持参による場合は令和二 郵送の場合は配達証明郵便にて令和二年三月十九日(木)午後五時までに到達することとし、 一年三月十九日 (木) 午後五時まで1の場所までに提出すること。

(7)

6

開札の日時及び場所

令和. |年三月二十三日 月 午前十 一時(開場午前十時四十五分)

(<del>--</del>)

(\_\_\_) 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎五階 危機管理センター

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三3における審査により資格を有しないとされた者

当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

Ŧi.

2

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、

城県規則第四十五号)第二条の規定による

3 求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効。本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に

者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を た金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業 消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て 入札書に記載すること 入札金額の記載方法
契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する

5 価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項 が提案依頼仕様書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定

6 契約書作成の要否

7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六

Summary

Integrated Disaster Prevention Information System (1 set) Nature and Quantity of Item(s) to be Procured: Reconstruction of the Miyagi Prefecture

Period of Contract: From the day after contract conclusion to March 12, 2021

Place of Delivery: Crisis Measures Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural

Government Building

- Deadline for Bid Submission: March 19, 2020, 5:00 p.m
- Time and Place of Bid Selection: March 23, 2020, 11:00 a.m.

Crisis Management Center, 5<sup>th</sup> 1 floor of Miyagi Prefectural Government Building

6 Miyagi 980-8570 Japan General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai Contact Information: Disaster Prevention Measures Section, Crisis Measures Division

TEL:: 022-211-2375

# 宮城県総合防災情報システム再構築業務落札者決定基準

落札者を決定するための審査を実施する。 「宮城県総合防災情報システム再構築業務」(以下「本業務」という。)の業務に当たり、次により

### 者を選考する

選考方法

本業務の入札参加者の資格等に関する事項は、入札公告のとおりとする。

入札参加者に対し、総合評価一般競争入札(総合評価落札方式)により審査を実施した上で落札

2 入札参加者の資格等に関する手続きの詳細は、 入札説明書のとおりとする。

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

なお、入札説明書は次の場所で交付する。

宮城県総務部危機対策課防災対策班(電話○二二−二一一−二三七五)

選考するための審査機関を設置する 総合評価一般競争入札を実施するため、 技術提案評価及び価格評価により審査を行い、落札者を

- **査委員会(以下「審査委員会」という。)において実施する** 本業務の技術的な審査については、学識経験者及び関係職員による本業務に関する総合評価審
- とって最も有利か否かについて審査する。 しているか判断するものとし、七に定める落札者決定に基づき入札価格その他の条件が宮城県に れた技術提案書の内容が提案依頼仕様書に記載している性能、機能及び技術等の要求要件を満た 審査委員会は、落札者の決定基準を定めるに当たっての留意事項を検討するとともに、 提出さ

「細目」という。)を定める。さらに細目ごとに細細目 次のとおり評価項目を定めるものとする。実際の評価に当たっては、評価項目ごとに細目 (以下「細細目」という。) を定め、 細細目

以 下

ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

- 提案者の実績や体制等
- システム基本方針
- システム機能要件
- ハードウェア・ソフトウェア構成
- ホ 非機能要件
- 追加提案

開発実施方法

必須項目

目について、提案依頼仕様書に定める要求水準を満たさない技術提案書は、以降の評価は行わない。 細目及び細細目ごとに次の区分による分類を行う。なお、イの必須項目に分類した細目及び細細

- 必須項目
- 必須以外の項目

技術提案評価点

技術提案評価点の評価は、技術提案書を基に行うものとし、評価項目一覧の評価項目ごとに行

価格評価点

員会の意見を聴取し、業務ごとに個別に契約執行者が設定するものとする 切り捨てるものとする。次に掲げる計算式によりがたいと契約執行者が判断した場合は、審査委 は次に掲げる計算式により算出する。算出した数値に小数点以下の端数が生じた場合は、これを 最高点に三分の二を乗じた値を価格評価点の配分とし、価格評価点に係る入札者への価格評価点 価格評価点の評価は、入札価格に応じ、次に示す方法により、点数化する。技術提案評価点の

### 六 評価方式

評価方式は、 次の方式を用いるものとする。なお、評価方式は、審査委員会において定める。

価格評価点=価格評価点に配分された最高得点×(1-入札価格/予定価格

Cに「Aの概ね三割の点」、Dに「零点」を付与することを基準とする。いずれの場合も、 は細細目ごとの重要度に応じ、 段階評価」という。)で判定する。 提案内容を数値化することが困難なため、細目又は、細細目にA/B) 段階ごとの配点を加減する 四段階評価の場合は、 Aに「満点」、Bに「Aの概ね七割の点」、 /C/Dの四段階 (以下 「四 細目又

2 落札者の決定方法

評価を行わない。

さなければならない。 となければならない。 ななければならない。 とこの合計が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者は次の要件を満た本業務を履行できると知事が判断した者であって、五に定める評価基準により算出された技術 の技術提案書のみを評価するものとし、これによらない者から提出された技術提案書について

地域の名称

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

 $\vec{-}$ 

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

- を正にら。 案評価点及び価格評価点の合計が最も高い者が二以上あるとき(同点のとき)は次の順により案評価点及び価格評価点の合計が最も高い者が二以上あるとき(同点のとき)は次の順により、技術提案書の内容が、四による必須項目の要求要件を全て満たしていること。なお、技術提
- ① 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点が異なる場合
- ② 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点が同じ場合技術提案評価点が高い者を落札者とする。

四による必須項目における得点が高い者を落札者とする。

入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点、四による必須項目における得点が同

3

当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関入札参加者にくじを引かせ、くじにより決定した者を落札者とする。この場合において、じ場合

宮

3 技術提案評価点及び価格評価点の配分

係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

令和二年二月七日

(9)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番、七十五番の一部、七十番二、七十一番一の一部、七十五番の一部、七十六番二の一部、七十七番、八十二番、八十二番、八十二番、八十四番、八十五番二、八十六番一、九十二番、八十七番四、八十八番の一部、八十二番一、九十四番一、九十四番一、九十四番三、六十七番地先の水の一部、七十番一地先の道の一部、七十五番地先の水の一部、七十番一地先の道の一部、七十五番地先の水の一部、七十番一地先の道の一部、七十五番地先の水の一部、七十番一地先の道の一部、七十五番地先の水の一部、七十番一地先の道の一部、七十五番地先の水の一部、七十番一地先の道の一部、七十五番地先の水の一部、七十番一地

見が出れている。
しあわせ不動産株式会社
黒川郡大和町杜の丘二丁目一番七号

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

式

令和二年二月七日

入札に付する事項

1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による

3 履行期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察交通管制センターほ

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

4

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第の申立てをしていない者では、正は中国の世界とは第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始をしていない者であること。

宮

なされなかった者とみなす の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

- 5 の者を更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 更正手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ 従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れにも該当しない者であること 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

- び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴 団員が経営に事実上参加していると認められるとき いう。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力 店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及 力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支
- として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。) り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴 の威力を利用するなどしていると認められるとき 力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図
- 下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 又は関与していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、 資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 暴力団員若しくは暴力団関係者 以
- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- (Fi.) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、 又は不当に利用していると認められるとき

障害発生時に速やかに復旧対応ができる体制を有していること。

8

9 入の上、 号 入札を希望する者は、 入札参加資格申請場所及び提出期限 電話〇二二-二一一-三三三五)へ令和二年二月十九日(水)午後五時までに提出するこ 宮城県出納局契約課管理班(〒九八○−八五七○ 当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

## 入札書の提出場所等

三

# 担当課及び担当班

〒九八○-八四一○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号○二二−二二一−○四二九)

1において配布及びこの入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードでき

2

入札説明書及び仕様書の交付場所及び方法

- 3 一般競争入札参加資格審査

間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない 類を作成の上、1あてに提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和二年三月五日 (木) までに必要書

入札書の提出期限

三月十九日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便 にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理し 入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、 令和一

- 開札の日時及び場所
- 令和二年三月二十三日 月 午前十時
- 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

# 入札に参加することができない者

兀

- 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない考

2

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限

2 札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号) 第九十七条及び第九十八条並びに入

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定に

求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に

すること。 税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載 同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免 と。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地 方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載するこ

落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

契約書作成の要否

以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。 務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度 この入札に係る調達案件は、 地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業

詳細は入札説明書による。

六

Summary

Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 19, 2020, 5:00 p.m Place and deadline for submitting bid form: Supplies section, Finance Division, General

Item/Service Required: Service of traffic control system maintenance - 1 set

Headquarters, March 23, 2020, 10:00 a.m Date and Place of Bid Selection: 202 conference room, Miyagi Prefectural Police

Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-0429 Contact: Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural

# 報

〇株式会社レノバ代表取締役社長木南陽介から、 公報登載の依頼があった。

(11)

令和. 一年二月七日

呂城県知事 村 井 嘉

により、(仮称)石巻港バイオマス発電事業の実施を他の者に引き継いだことについて、次のとおり 環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。) 第三十九条第一 項の規定

公告する。

令和二年二月七日

株式会社レノバ

代表取締役社長

木

南

陽

介

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 株式会社レノバ

代表者 代表取締役社長 木南

2

3 所在地 東京都中央区京橋二丁目二番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 (仮称) 石巻港バイオマス発電事業

3 七万四千九百五十キロワット

条例第二条第三項に規定する第二種事業(火力発電所の設置の工事の事業)

2

三 条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

対象事業の実施を他の者に引き継いだため

条例第三十九条第一項第三号

引き継ぎにより新たに事業者となった者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

承継者の名称 合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー

2 代表者 代表社員 株式会社レノバ

3 所在地 東京都中央区京橋二丁目二番一号

職務執行者 永井裕介

### 正 誤

〇宮城県公報第六七号(令和二年一月七日付け)

下 九 行 宮城県収用委員会告示第1号

〇宮城県公報第七三号(令和二年一月二十八日付け)

中

ページ

段

行

正

宮城県収用委員会告示第26号

誤